大会における研究発表の特許手続き上の証明について

本学会は特許法第30条第1項の規定による「特許庁長官が指定する学術団体」に、平成12年6月14日をもって指定されました。この規定は、新規性喪失等に対する救済措置に関するもので、大会で「文書（講演要旨、スライド、OHP、ポスターなど）」をもって口頭発表したものでも、特許庁の定めた期間内に出願を行えば、発明、考案が保護され特許出願が可能になるというものです。

つまり、本学会大会において文書をもって発表し、

(1) その発表した日より6ヶ月以内（講演要旨集発行の日より起算）、その発明者が実用新案または特許について『特許法第30条第1項の適用を受けようとする旨を記載した書面』を、特許出願と同時に特許庁長官に提出し、

(2) 更に、その発明、考案が『本学会開催の大会で発表されたものであることを証明する「本学会発行の証明書」を出願の日より30日以内に特許庁長官に提出するとき』は、その発明、考案は新規性を失わないと認められることになっています。

特許出願をお考えの方は、その詳細が特許庁ホームページ http://www.jpo.go.jp/index/houritsu_jouyaku.html に掲載されていますので、必ずご覧ください。また、さらにご質問のある方は直接、特許庁へお問い合わせください。

なお、第30条の規定により特許出願を行う場合は、ケース1あるいはケース2に従い、以下の例に示すような本学会の『証明書』等が必要となります。

ケース1：講演要旨に記載の内容のみを保護の対象にする場合

下記の『証明書（1)』を申請者が作成し、それに講演要旨集の表紙、プログラム該当ページ、講演要旨および講演要旨集の奥付けを添付して袋とじにしてください。これを2部作り、返信用封筒（宛名記入、切手貼付）とともに本学会事務局にお送り下さい。本学会事務局で『証明書(1)』に押印後、1部を返送致します。

証明書（1）の例：

特許法第30条の規定に基づく証明書

平成23年5月○日

特許庁長官　殿

マリンバイオテクノロジー学会
会長　嵯峨　直恆　　印

マリンバイオテクノロジー学会の開催する研究集会に下記のとおり発表されたものと相違ないことを証明する。

記

1. 研究集会名	第14回マリンバイオテクノロジー学会大会
2. 開催日	平成23年5月○○日
3. 開催場所	静岡県コンベンションアーツセンター　○○会場
4. 文書の種類	講演要旨
5. 発表者名	東京　太郎　（連名の場合は全員の名前を記入）
6. 文書に表現されている発明の内容	○○○○に関する発明

以上

ケース２：講演要旨に記載のない事項についての発表を保護の対象にする場合

（イ）　発表者は、発表の基になる原稿、図面等の「文書」（全部または必要部）を作成して、あらかじめ座長に提出し、発表後、口頭で発表したことの事実を座長に「確認」してもらいます。（講演要旨に記載されたものと全く同文あるいはコピー複写を特許庁に提出される場合は座長の「確認」は必要ありません）。

（ロ）　座長の「確認」を受ける場合には、下記の『確認書』および『証明書 (2)』を発表者が作成し、『証明書 (2)』、『確認書』、講演要旨集の表紙、プログラム該当ページ、講演要旨、図面等の「文書」および講演要旨集の奥付けを袋とじとし、これを２部作成してください。

（ハ）　出願人が本学会発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、座長の押印した『確認書』を含む上記袋とじされたもの２部を返信用封筒（宛名記入、切手貼付）とともに本学会事務局にお送りください。本学会事務局で『証明書 (2)』に押印後、１部を返送致します。

確認書の例：

特許法第30条の規定に基づく確認書

平成23年5月○日

特許庁長官　殿

マリンバイオテクノロジー学会大会
座長　○○　○○　　印

第14回マリンバイオテクノロジー学会大会において、添付の文書の通り発表があったことを確認いたします。

記

1. 発表日時	平成23年5月○○日
2. 講演場所	(例：静岡県コンベンションアーツセンター　○○会場)
3. 講演番号	(例：○○○)
4. 発表者および演題	(例：東京　花子、「（演題名）……」)

以上

証明書（2）の例：

特許法第30条の規定に基づく証明書

平成23年5月○日

特許庁長官　殿

マリンバイオテクノロジー学会
会長　嵯峨　直恆　　印

本学会開催による第14回マリンバイオテクノロジー学会大会において、東京花子は、添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

記

1. 発表日時	平成22年5月○○日
2. 講演場所	(例：静岡県コンベンションアーツセンター　○○会場)
3. 講演番号	(例：○○○)
4. 発表者および演題	(例：東京　花子、「（演題名）……」)

以上

（注） 1. 発表者が連名の場合は「確認書」、「証明書」、「文書」とも全員の名前を記入すること。
2. ポスター発表の場合は、座長をポスター会場責任者に変更してください。ポスター会場責任者は大会事務局で指定する方になります。
3. 本規定は、本学会第5回大会(平成13年)がはじめての適用となりました。なお、発表後に特許出願の必要性が生じた場合、本学会が証明できるのは講演要旨集記載事項のみとなりますのでご注意ください。ご不明な点は、本学会事務局（電話 03-3434-1083）または特許庁（03-3581-1101 内線 3112・E-mail:PA2A12@jpo.go.jp）までご連絡ください。
4. 過去の大会の発表には適用されませんのでご注意ください。
5. 座長をなさる方は、演者から「確認書」への確認印を求められた場合、発表内容と「確認書」の内容をよくご確認のうえ、「確認書」の座長印とケース2－（ロ）に示した袋とじされた書類の裏表紙に割印を押してください。
6. 講演要旨集の発行日は、平成23年5月28日となります。